（昭和37年3月12日
第三種郵便物認可）

令和２年１月10日

（第699号）

国民同胞

発行所
公益社団法人　国民文化研究会
（九州←→東京←→全国）
東京都渋谷区東1-13-1-402
振替　00170-1-60507
電話　03-5468-6230
ＦＡＸ　03-5468-1470
http://www.kokubunken.or.jp/
E-mail: info@kokubunken.or.jp

月刊「国民同胞」編集部
毎月一回10日発行
購読料　年間2000円

祝祭日を蘇らせよ！

―国民意識を消し去った「国民の祝日」―

理事長　今林賢郁

我が国には現在「国民の祝日」が年間十六日ある。祝日法（国民の祝日に関する法律・第一条）によれば、「国民の祝日」とは「国民こぞって祝い、感謝し、又は記念する日」であり、その日は休日となってゐる（同第三条）。では、この祝日の趣旨や由来を軽視し、休日に重点を置いて祝日を考へるとどんなことになるか。

例へば昭和四十一年に設けられた「体育の日」だが、この祝日は前回（昭和三十九年）の東京オリンピックの「輝かしい成果」と「体育の重要性について認識を深める」ために「開会式」当日の「十月十日」を祝日と定めたものである（総理府総務副長官・文部事務次官通達）。ところが、平成十年の祝日法の一部改正（祝日の一部を月曜日に移行して、土・日に続く三連休とする「ハッピーマンデー制度」の導入）により「十月の第二月曜日」となり、オリンピックが開催される今年に限り開会式当日の「七月二十四日」に変更され、来年からはまた「十月の第二月曜日」に戻る。加へて「体育の日」は「スポーツの日」に名称が変更となった（令和二年一月一日施行）。祝日がここまで二転三転すれば、祝日の意識はすっかり薄れて人々の関心は専ら休日へと向ひ、本来、「祝日のための休日」であった筈のものが、祝日は単なる休日へと近付き、謂はば「祝日の休日化」現象が起る。自国の歴史や文化に結び付いた祝日の色合ひを薄めて休日化への傾向が強まれば強まるほど、その同じ分量だけ民族の共通体験の記憶は遠ざかり、自国意識と国民的連帯感の稀薄化に拍車がかかることだらう。「ハッピーマンデー制度」はこの流れに棹さした最たるものである。

被占領期（昭和二十三年）の祝日法の制定に伴ひ昭和二年の「休日ニ関スル件」（勅令第二五号）は廃止され、「祭日及祝日ヲ休日トス」との休日規定が、「国民の祝日は休日とする」と改められた。則ち「祭日及祝日」から「祭日」が削除され、戦後の祝日法は「祝日」に一本化されたのである。この延長戦上に今日の年間十六日の祝日がある。

「祭日」が消去された背景には、神道と宮中祭祀を敵視し、戦前の「祝祭日」の全面的見直しを強制したGHQの占領政策（神道指令）があると言って大過なからう。祝日法第一条には、「日本国民が、美しい風習を育てつつ、よりよき社会」云々とあるが、この「美しい風習を育てつつ」の文言は、「ただしい伝統をまもりつつ」との原案がこのやうに修正を余儀なくされたものである。かれらの言ふ日本の「民主化」のために、「祝祭日」の分野にも容赦なく伝統断絶の力が及んだのである。

かうした意図の下に、昭和二年の「祝祭日」（年間十一日）を廃止若しくは名称変更して制定されたのが戦後の「祝日」（制定当初は年間九日）である。改称された祝日は、戦前の祭祀とは全く別物となった。例へば、「新嘗祭」（天皇が新穀を天照大神にお供へになり、その年の稔りをもたらした神恩に感謝された後、ご自身もお召し上がりになる祭祀）が、「勤労感謝の日」（勤労をたっとび、生産を祝い、国民たがいに感謝しあう日）に変更されたのはその格好の事例であらう。皇室祭祀の「大祭」であった「新嘗祭」が、日取りは同じ十一月二十三日とは言へ、何故この日が祝日となったのかも定かでない「勤労感謝の日」となったのである。

我が国は太古の時代から、稲穂を田に植ゑ、秋には豊かな稔りをもたらす神恩に感謝する年ごとの祭祀を繰り返して来た。この繰り返しの祭祀と共にあった人々の生活には遙かに遠い時代からの伝統が息づいてゐた。この国民意識を消し去るために、「祝祭日」の全体的見直しを強制されたのが戦後の「祝日」であったのなら、今度はわれわれ自身の眼でその「祝日」の全体的見直しを行ひ、かつての祝祭日の在り様や先人たちの生活の型を蘇らせたい。さうすれば、ここにも日本再生の糸口が見つかるに違ひないと思ふのである。